

原爆投下を裁く国際民衆法廷・広島

判 決

判 事

レノックス・ハインズ

カルロス・バルガス

家 正 治

検 事

足 立 修 一

井 上 正 信

下 中 奈 美

秋 元 理 匡

崔 鳳 泰

アミカス・キュリエ

大久保賢一

原 告

被 爆 者

広 島 市 民

長 崎 市 民

その他被爆者を支援する市民

被 告

アメリカ合衆国

フランクリン・D・ローズヴェルト米大統領

ハリー・S・トルーマン米大統領

ジェームズ・F・バーンズ 国務長官

ヘンリー・L・スティムソン 陸軍長官

ジョージ・C・マーシャル 陸軍参謀総長

トーマス・T・ハンディ 陸軍参謀総長代行

ヘンリー・H・アーノルド 陸軍航空隊総司令官

カール・A・スパーツ 陸軍戦略航空隊総指揮官

カーティス・E・ルメイ 第20爆撃軍司令官

ポール・T・ティベッツ B 29 エノラ・ゲイ 機長

ウィリアム・S・パーソンズ B 29 エノラ・ゲイ 爆撃指揮官

チャールズ・W・スウィーニー B 29 ボックス・カー 機長

フレデリック・L・アシュワース B 29 ボックス・カー 爆撃指揮官

レスリー・R・グローヴズ、マンハッタン計画総指揮官

J・ロバート・オープンハイマー、ロスアラモス科学研究所所長

書記局

坪井 直、佐々木 猛也、田中 利幸、舟橋 喜恵、横原 由紀夫、利元 克巳、
奥原 弘美、久野 成章、日南田 成志

A 当法廷の普遍的管轄権

1 「原爆投下を裁く国際民衆法廷・広島」の憲章第2条1項により、当法廷は、広島と長崎の市民に対して行われた犯罪行為、1945年8月6日広島に、1945年8月9日長崎に投下された原子爆弾の犠牲者に対する犯罪行為に対し、管轄権を有する。この管轄権は、人道に対する罪、戦争犯罪、その他の国際法違反の罪に適用される。まず当法廷は、1946年「ニュルンベルク国際軍事法廷」において、アメリカ合衆国政府主席検事となったロバート・H・ジャクソン判事によって出された、公的、独立的、かつ拘束力のある宣言に注目する。彼はニュルンベルク裁判で、アメリカ合衆国を代表するため、一時的に合衆国連邦裁判所の判事を辞任した。ジャクソン判事は「条約に違反する行為が犯罪であるなら、アメリカ合衆国が行ったものであれ、ドイツが行ったものであれ、いずれも犯罪である。我われは、犯罪行為について、自分たちだったら好まないような規則を、他者に対して定めるつもりはない」と断言した。この宣言に従い、当法廷は、被告人らに向けられた告発を吟味し、「ニュルンベルク国際軍事法廷」及び「極東国際軍事法廷」で適用された国際法の規則と同様の規則を適用することに合意した。

2 加えて被告人らの政府が犯した犯罪に対する国家指導者たちの個人的責任については、1946年第1回国連総会で採択された考え方があり、それは「ニュルンベルク裁判所条例によって確認された基本原則(ニュルンベルク原則)」であり、国際法の一般原則としても認められていると、当法廷は判断する。同様に、当法廷は、文明諸国が戦争犯罪および戦争法規の違反に対する処罰に強い関心を抱く根底となっている国際人道法の根本原則の存在を承認している。さらに、当法廷は、判決を下すにあたり、1993年の国連安全保障理事会決議827において承認されている判断基準「法律なければ犯罪なし」を採用している。この原則を適用すれば、国際的な法廷は、国際人道法の諸規則を適用しなければならないし、その規則が、慣習法の一部となっていることに疑問の余地はない。最後に、当法廷は、該当する犯罪には時効が適用されないため、責任は現在のアメリカ合衆国政府にも生ずると判断している。

B 適用される国際法

3 当法廷は以下の国際法(条約及び慣習法)を本訴訟に適用する。

- a) 1868年サンクト・ペテルスブルク宣言
- b) 1899年と1907年のハーグ諸条約(特に陸戦の法規慣例に関する規則)
- c) 1907年ハーグ条約第4条約の前文マルテンス条項
- d) 1864年、1906年、1929年、1949年のジュネーヴ諸条約
- e) ニュルンベルク原則
- f) 極東国際軍事裁判所憲章

g) 1963年東京地方裁判所下田訴訟判決

h) 核兵器による威嚇または使用の合法性または非合法性に関する1996年7月8日の国際司法裁判所勧告的意見

C 訴訟手続

4 本法廷は、アメリカ合衆国が、本訴訟における被告として、また被告人らを代表するものとして、これらの訴訟手続について正式に通告を受けたと認識している。しかしアメリカ合衆国は出廷を拒否ないし怠ったので、被告人らに対し欠席裁判を行う。

5 書面によって当法廷に判決をくださいよう要求した起訴状は、第1に主要な被告人としてフランクリン・D・ローズヴェルト大統領、第2にハリー・S・トルーマン大統領および日本国民に対し原爆投下の決定を下したホワイトハウスの他の主要メンバーの名前をあげている。他の主要な被告人には、原爆の開発に深く関係した一流の科学者、並びに広島と長崎に原爆投下命令を下した軍人たちが含まれている。

6 当法廷は、日本の戦争犯罪を裁いた「極東国際軍事裁判所」で適用された規則と同一の規則を採用する。同様に当法廷の公用語は日本語と英語である。

7 書面による意見陳述は、以下の者によって当法廷に提出された。(a)アミカス・キュリエの埼玉弁護士会大久保賢一氏、(b)国際法学者の東京造形大学前田朗教授、(c)被爆者の元広島平和記念資料館館長高橋昭博氏、(d)検事団

8 2006年7月15日および16日、広島で開催された公判において、当法廷は、冒頭に足立修一氏が朗読した起訴状を考慮し、以下の証拠を採用した。米国国立公文書館のコレクションからの64の記録を含む68の証拠、さらに口頭による証言として放射線医療専門家の広島大学鎌田七男博士、広島の被爆者高橋昭博氏、長崎の被爆者下平作江氏、韓国から被爆者郭貴勲氏、歴史家の荒井信一教授、国際法学者の前田朗教授、以上の証人による証言を考慮した。さらに、アミカス・キュリエの大久保賢一氏の陳述を考慮した。

9 証人の前田朗教授と高橋昭博氏の2人は、当法廷の質問に対する回答として、追加の陳述書を提出した。

10 訴訟手続では、当法廷は、「アメリカ合衆国国立公文書館コレクション」の64の公文書を吟味した。これらは近年までアメリカ合衆国の機密文書に入っていたものである。詳細を以下に記載する。

- 1) アルバート・アインシュタインからローズヴェルト米大統領宛の書簡(1939.8.2)
- 2) ローズヴェルト大統領からアインシュタイン宛の書簡(1939.10.19)
- 3) ローズヴェルト大統領からヴァニヴァ・ブッシュ宛の書簡(1940.6.15)

- 4) 米国科学アカデミー原子核分裂委員会報告書
- 5) モード報告書—爆弾のためのウラン使用に関するモード委員会報告書 (英国)
- 6) 米国科学アカデミー原子核分裂委員会から大統領への報告(1941.11.6)
- 7) ヴァニヴァ・ブッシュからローズヴェルト大統領宛の書簡 (1941.11.27)
- 8) V・ブッシュからローズヴェルト大統領宛の書簡 (1942.3.9)
- 9) ローズヴェルト大統領からV・ブッシュ宛の覚書(1942.3.11)
- 10) V・ブッシュとJ・B・コナントから、H・A・ウォーレス米国副大統領、ヘンリ・スティムソン陸軍長官、G・マーシャル参謀総長宛の書簡 (1942.6.13)
- 11) V・ブッシュからローズヴェルト大統領宛の書簡 (1942.6.17)
- 12) V・ブッシュからJ・B・コナント宛の書簡 (1942.6.19)
- 13) V・ブッシュからローズヴェルト大統領宛の覚書 (1942.6.24)
- 14) 1942年9月23日、陸軍長官執務室で開催された会議の記録
- 15) 1942年9月23日、陸軍長官の執務室で開催された会合の覚書
- 16) L・R・グローヴズ総司令官執筆の1945年4月6日ないし7日の陸軍長官との討議メモ(1945.4.7)
- 17) 政策会議—グローヴズ総司令官の報告した措置 (1943.5.5)
- 18) チューブ合金[英国の原爆開発計画の暗号名] 合衆国大統領と英国首相の会談の覚書 (1944.9.18)
- 19) V・ブッシュおよびJ・B・コナントから陸軍長官への覚書 (1944.9.19)
- 20) V・ブッシュおよびJ・B・コナントから陸軍長官への覚書(1944.9.30)
- 21) L・R・グローヴズ総司令官からG・マーシャル参謀総長宛の覚書(1944.12.30)
- 22) トルーマン大統領との協議に関するスティムソン陸軍長官のメモ(1945.4.25)
- 23) パーソンズ海軍大佐からW・R・パーネル海軍少将宛の覚書(1944.12.12)
- 24) 第2回目標選定委員会の要約 (1945.5.10~11)
- 25) L・ノースタッド第20航空軍参謀長から統合目標検討グループ長宛の覚書(1945.4.28)
- 26) 統合目標検討グループ長から第20航空軍参謀長宛の覚書(1945.5.5)
- 27) オッペンハイマー博士からファレル准将宛の覚書 (1945.5.11)
- 28) ワシントンで開催された第3回目標選定委員会議事録(1945.5.28)
- 29) L・ノースタッド第20航空軍参謀長から第21爆撃部隊司令官宛の覚書(1945.5.29)
- 30) V・ブッシュからコナント博士宛の覚書(1945.2.13)
- 31) スティムソン陸軍長官からコナント博士宛の書簡 (1945.5.4)
- 32) 暫定委員会非公式会議ノート(1945.5.9)
- 33) 暫定委員会非公式会議ノート(1945.5.14)
- 34) ジョージ・ハリソンから陸軍長官宛の覚書 (1945.5.30)
- 35) 暫定委員会ノート(1945.5.31)
- 36) 科学顧問団のパネル討議：核兵器の即時使用に関する勧告(1945.6.16)
- 37) 暫定委員会ノート(1945.7.6)
- 38) 暫定委員会ノート(1945.7.19)
- 39) V・ブッシュおよびJ・コナントから暫定委員会委員宛の覚書(1945.7.18)
- 40) L・グローヴズからG・L・ハリソン暫定委員会委員長代行宛の覚書 (1945.7.25)

- 41) 原子爆弾と戦後世界における合衆国の立場(1945年春)
- 42) ロシア側動静の概要[日付なし]
- 43) トルーマン大統領と軍首脳との対日戦略会議(書記 マクファーランド准将) (1945.6.18)
- 44) スティムソン陸軍長官日記(1945.7.3～9.6)
- 45) トルーマン大統領のポツダム日記(1945.7.16～7.30)
- 46) E・J・キング海軍作戦部長からC・W・ニミッツ太平洋地域司令長官宛の書簡(1945.1.27)
- 47) J・A・デリー陸軍少佐からL・R・グローヴズ陸軍少将宛の覚書(1945.3.10)
- 48) 統合参謀本部によって採択された措置(1945.6.30)
- 49) L・R・グローヴズからマーシャル陸軍参謀総長宛の覚書(1945.6.30)
- 50) L・R・グローヴズから陸軍参謀総長宛の覚書(1945.7.18)
- 51) L・R・グローヴズからJ・R・オッペンハイマー・ロスアラモス科学研究所所長宛の書簡(1945.7.18)
- 52) J・N・ストーン大佐からアーノルド陸軍航空隊総司令官宛の覚書(1945.7.24)
- 53) T・T・ハンディ陸軍参謀総長代行からマーシャル陸軍参謀総長宛の覚書(1945.7.24)
- 54) ハリソン陸軍長官特別顧問からスティムソン陸軍長官宛の覚書(1945.7.24)
- 55) T・T・ハンディ陸軍参謀総長からC・A・スパーツ陸軍戦略航空隊司令官宛の原爆投下命令(1945.7.25)
- 56) 米国陸軍戦略航空隊司令部(グアム)からマーシャル陸軍参謀総長宛の覚書(1945.7.31)
- 57) H・M・パスコ中佐からスパーツ陸軍戦略航空隊司令官宛の覚書(1945.7.31)
- 58) 野戦命令13号 8月6日に日本の目標(広島)へ原子爆弾を投下(1945.8.2)
- 59) L・R・グローヴズ陸軍少将からマーシャル陸軍参謀総長宛の覚書(1945.8.6)
- 60) トルーマン大統領声明(1945.8.6)
- 61) スティムソン陸軍長官声明(1945.8.6)
- 62) アトリー英国首相およびチャーチル氏の原子爆弾に関する声明(1945.8.6)
- 63) 野戦命令17号 8月9日に日本の目標(小倉または長崎)へ原子爆弾を投下(1945.8.8)
- 64) トルーマン大統領のアメリカ人民へのポツダム会談ラジオ報告(1945.8.9)

11 当法廷は、また以下の文書を証拠として受け入れ、検討する。

- a) 重松逸造・伊藤千賀子・鎌田七男・秋山實利・佐々木英夫『原爆放射線の人体影響1992』(要約版)
- b) 広島平和記念資料館発行『図録 広島を世界へ』1999年。
- c) 国際法学者前田朗教授による原爆投下の違法性に関する意見書
- d) 高橋昭博氏による被爆証言

12 上記の文書はすべて、公開審理中に提示された事実および専門家の証言とともに、証拠として扱われる。

D 事実認定

13 検事団によって提出された証拠は極めて明白に以下の事実を立証している。

a) 1945年8月6日午前8時15分、人類史上初めて原子爆弾が人類に対して使用され、広島の上空から投下された。同年8月9日午前11時2分、2番目の原子爆弾が長崎に投下された。広島で使用された爆弾はウラニウム型原子爆弾であり「リトルボーイ」と呼ばれる。地上およそ580メートルで爆発し、12.5キロトンのTNT火薬に匹敵する威力であったと言われている。一方、長崎で使用されたのはプルトニウム型原子爆弾であり「ファットマン」と呼ばれた。地上およそ503メートルで爆発し、22キロトンのTNT火薬に相当する威力であったと言われている。地上に放出されたエネルギーのうち35パーセントは熱線、50パーセントは爆風、残り15パーセントが放射線であった。

b) 当法廷に提出された証拠によると、広島と長崎の上空で炸裂した原子爆弾は、爆発後およそ0.2から0.3秒の間に強烈な熱線を発し、地上は摂氏3000度から4000度に熱せられた。

c) これらの熱線は人びとを焼き殺し、れんがや岩も溶かした。広島では爆心地から3.5キロメートル、長崎では4キロメートルの地点まで焼き尽くされたとされている。爆心地より600メートル以内の地域では瓦屋根の表面が溶け、火ぶくれになった。1.8から2キロメートルの地点では、着ていた服や洗濯物に着火した。およそ2.5キロメートルの地点では、わらぶき屋根が炎上した。樹木の自然着火も多く見られ、3キロメートル以内の地域では、電柱、樹木、木材などが黒焦げになった。また、原爆の爆風により周辺の建物が完全に崩壊したことも証拠により明らかになっている。爆心地付近でも、爆心地から遠く離れた地域でも、人びとは壁にたたきつけられ、倒壊した建物の下敷になって死亡し、飛んできたガラスやその他の破片により負傷した。証拠によると原爆特有の最も破壊的な特徴は放射線である。爆発により放出されたエネルギーの5パーセントが初期放射線であり、10パーセントが残留放射線である。初期放射線はウラニウムおよびプルトニウムの核分裂によって生じた。この時、ガンマ線と中性子線が放出され、これらの放射線が、地上の人びとの身体を貫通した。中性子線により、地中も地上の建物も放射性を帯びることになった。核分裂で生じた物質は上昇気流によって持ちあげられ、大気中に運ばれ、「黒いすす」となり、微粒子は再び内部被曝と外部被曝の両方の原因となった。被曝後死亡した人の多くは、脱毛、下痢、肌の障害、歯ぐきの出血、発熱など激しい症状を見せて死亡した。癌や白血病その他様々な後遺症も明らかになった。また、原爆による熱線、爆風、放射線はそれらが複合することにより、それぞれ個別の被害よりもさらに大きな被害を引き起こす結果となった。

d) 当法廷は、原爆の被害は本質的にあらゆる生命体を無差別に殺傷し、生き残ったものに不必要な苦痛をもたらすことがわかった。証拠によると原爆は人びとの生命を一瞬にして奪い去った。原爆の犠牲者は日本人だけではなく、日本に強制移住させられていた朝鮮人や中国人、さらには日本軍に拘束されていた捕虜も含まれていた。何万人もの人が原爆投下直

後に死亡し、法廷に提出された証拠によると、14万人程度の人が広島で、7万人程度の人が長崎で亡くなった。被爆者及び専門家の証言によると、1945年以降、さらに数え切れないほどの人びとが様々な後遺症により命を落としている。広島と長崎では死が当然、生存が例外となった。人びとの眼球は眼窩より飛び出し、剥けた皮膚は身体に垂れさがった。多くの人が水を求めて川に群がった。彼らはもはや人間とは見えなかった。親は子供を見捨てざるを得ず、子供は親を助けることができなかった。また、家族であっても互いを認識することが不可能だった。病院や救護所は、押し寄せる被爆者で溢れかえり、こわれた防空壕や焼けた廃墟では、負傷者の悲鳴が聞こえ、家族を探し、助けを求める苦しい叫びが一晩中続いた。人びとは次々と死んでいった。

e) 当法廷の認定では、広島と長崎では、被爆者は、家族、友人、仲間を一瞬に失った。何が起きたか、分からなかった。負傷者たちは、見る影もない姿で、ぼう然とさまよい歩いていた。自分がどこにいるのか、分からなかった人もいれば、救護所に連れて行かれた人もいた。ライフラインを絶たれ、非常に多くの人が治療も受けられずに死亡した。この「生き地獄」を経験した人の多くは、深刻な精神的ダメージを受けた。原子爆弾は、広島と長崎の人びとを、深刻な身体的損傷と、深刻な精神的絶望に陥れたのである。

f) かくして当法廷は、以下のように判断する。すなわち科学的な証拠によれば、原爆によって放出された放射線は遺伝子を傷つけ、癌や科学者たちが未だに解明できない他の様々な身体的障害を後に引き起こした。戦争が終わって62年が過ぎようとしている今日でも、被爆者とその子孫たちには、なお新たな後遺症が出現し、被爆者は絶えず恐ろしい死に対する不安の中で暮らしている。被爆者とその子孫たちは、原爆によって身体的異常をかかえこみ、いろいろな形の差別にも遭遇した。身体的異常をかかえた被爆者は結婚や就職でも困難をかかえ、「健全な社会」からは排除されて暮らすこととなった。原子爆弾により、これらの人びとは、結果として、すべての点で正常な生活を営むことができなくなってしまったのである。

g) 加えて当法廷は、合衆国の国立公文書館のコレクションから証拠として提出された文書が以下の事実を証明したと考える。

g1) 1944年12月17日、原爆投下計画を実行するため、第509混成軍団が編成され、ヘンリー・アーノルド陸軍航空隊総司令官の指揮の下に配置された。

g2) 1944年12月30日付けレスリー・R・グローヴズマンハッタン計画総指揮官より陸軍参謀総長ジョージ・マーシャル宛のメモでは、軍の隊員や指揮官たち、第20爆撃軍司令官、海軍のチェスター・ニミッツ提督には、必要な情報を提供するよう指示が出ており、さらに1945年8月1日前後に原子爆弾を日本に対して使用するという前提で、その計画を遂行するために、さらに軍隊への強い支援組織が配備されるように指示されている。この指示はスティムソン及びローズヴェルト大統領も承認していた。

g3) 1944年12月、ウィリアム・S・パーソンズ大佐は、投下目標についての情報を入手するために、真珠湾の太平洋地域作戦合同情報委員会に技術将校を派遣すること提案した。

その結果、フレデリック・L・アシュワース大佐が派遣された。その後1945年春、軍事政策委員会は目標の選定基準を検討する会合を何度も開催し、最終的にはオープンハイマー博士と他の上級顧問たちによって最終結論が出された。

g4) 1945年4月27日、グローヴズは、軍事政策委員会で討議中の投下目標を綿密に検討するためにワシントンに目標選定委員会を設置した。この委員会には、マンハッタン計画の関係者や第20航空軍参謀長ローリス・ノースタッド、ラッセル・フィッシャー大佐も出席した。この委員会で原爆の及ぼす結果が討議され、委員はそれを十分に理解した。

14 投下目標の選定基準は以下の通りである。

- a) 日本人の士気を損なうような地域を選定する。
- b) 軍事的重要な地点を選定する。
- c) 原爆の威力を正確に査定するため、まだ被害を受けていない地点を選定する。
- d) 最初の目標地点は原爆の威力を正確に知り得る大きさをもつ地点を選定する。

15 暫定委員会は、目標選定について、とくに心理的な配慮を重要だと考えていた。そして広島が、都市規模からみて、また周辺に山があり都市の大部分が破壊されると予想できる点からも、目標にふさわしいと委員全員が一致した。続いて、委員会は原爆の最初の使用に関しては、小規模で厳密な軍事的な目標がなんであれ、それが爆風の被害にさらされる広い地域の中に含まれていることが、誤爆による兵器の浪費を避けるためにも必要だと述べた。

16 被告人らは、この兵器の破壊的な威力を知っていたし、知っていたはずである。事実、暫定委員会は1945年5月9日と同月14日に非公式の会合を開き、ロバート・オープンハイマー、アーネスト・ローレンス、アーサー・コンプトン、エンリコ・フェルミら合衆国を代表する4人の科学者で顧問団を結成することが決められた。彼らは、それぞれ、核兵器の破壊的な威力を明白に知っていたし、本訴訟の被告人らに助言をしていた。

17 目標となる都市は、原子爆弾の威力を測定する実験のデモンストレーション用地として利用されることとなった。この認定は、合同情報委員会および暫定委員会が目標選定のために用いた判断基準によるものである。

18 直接原爆投下命令に関与した者に係る事実

トルーマン大統領、ヘンリー・L・スティムソン陸軍長官、ジェームズ・F・バーンズ国務長官、ヘンリー・H・アーノルド陸軍航空隊総司令官、ジョージ・マーシャル陸軍参謀総長、以上の被告人らは、1945年7月16日に行われた原爆実験が成功したとの知らせをポツダム会談中に受け取った。この情報を得て、これら被告人らは日本に対する原爆使用計画を開始した。もともと原爆投下の大統領命令はマーシャルに出される予定だったが、その当時ワシントンにいなかったため、1945年7月25日、トーマス・T・ハンディ陸軍参謀総長代行宛に出されることが決定された。これにより、ハンディはマーシャルの代行としてカール・A・スパーツ陸軍戦略航空隊総指揮官宛に原爆投下の大統領命令

を發した。スパーツは1945年8月1日、指令を第20爆撃軍司令官ルメイに伝達した。カーティス・E・ルメイはファレル、パーソンズ、ティベッツ、アシュワースらとグアムで会談し、原爆投下計画の詳細を討議した。

19 フランクリン・D・ローズヴェルト

ローズヴェルト大統領はマンハッタン計画と日本に対する原爆使用を推進した。彼は最高政策グループを組織し、原子爆弾の実際上の使用を促進した。1944年、ローズヴェルト大統領は、ハイドパークで、本訴訟では起訴されていないが共謀者であるウィンストン・チャーチル英首相と会談し、日本への原爆使用に同意した。その後も彼は準備をすすめ、1944年12月、投下のための軍事的訓練の開始を指示した。1945年3月15日には、原爆が使用された後、原爆の威力について調査を開始する委員会を設置し、1945年4月12日に死去するまで、日本に対する原爆の使用を支持し続けた。

20 ハリー・S・トルーマン

ハリー・S・トルーマンは、ローズヴェルト大統領の死後、米大統領に就任し、マンハッタン計画の内容をよく認識し、ローズヴェルト大統領の日本への原爆使用計画を引き継ぎ、関連する準備を進めた。当法廷は、トルーマンの上げた原爆投下の理由を、国際法上のいかなる原則に照らしても、正当性があるとは認めないし、その理由は国際犯罪を行うための口実でしかないと認める。

21 ジェームズ・F・バーンズ

ジェームズ・F・バーンズ国務長官は、1945年2月、日本との戦争の戦略を討議するために被告ローズヴェルトに従って、ヤルタ会談に出席した。1945年7月3日、バーンズはトルーマン大統領によって国務長官に任命され、7月25日には、大統領の原爆投下命令の発令に向けた協議に関わった。

22 ヘンリー・L・スティムソン

1941年10月、ローズヴェルト大統領は、スティムソンを、最高政策グループの委員長に任命した。このグループは、最高政策である原爆製造計画を吟味するために設置された。その後スティムソンは、陸軍長官に就任し、マンハッタン計画の上級顧問の一人となった。彼は原爆使用計画を推進し、トルーマン大統領に、使用を勧めた。スティムソンは、また原爆の使用にふさわしい目標地点を選ぶために設置された暫定委員会でも、重要な地位を占めた。1945年7月25日、大統領の原爆使用命令の発令に向けた協議に関わった。

23 ジョージ・C・マーシャル

ジョージ・C・マーシャル陸軍参謀総長は、最高政策グループのメンバーとして密かに原爆開発を指揮した。彼もまた、スティムソンやアーノルドとともに目標選定にかかわった。

24 トーマス・T・ハンディ

トーマス・T・ハンディ陸軍参謀総長代行は、1944年7月24日、ポツダムに滞在するマーシャル陸軍参謀総長に原爆投下命令のことを伝えた。翌7月25日、ハンディは、マーシャルの代行として、大統領の承認のもと、カール・スパーツ陸軍戦略航空隊総指揮官へ原爆投下命令を出した。

25 ヘンリー・H・アーノルド

1944年12月17日、ヘンリー・H・アーノルド陸軍航空隊総司令官は日本への原爆投下作戦を実施するために第509混成軍団を編成した。

26 レスリー・R・グローヴズ

マンハッタン計画の責任者で、かつ最高政策グループのメンバーであったグローヴズは戦争で使用する原子爆弾製造S-1計画の責任者であった。また軍事政策委員会の軍事執行官のチーフであった。

27 J・ロバート・オッペンハイマー

ロスアラモス科学研究所所長のオッペンハイマーは、広範な権限と行政上の責任をもち、かつ原爆製造研究の責任を負っていた。

28 ポール・T・ティベッツ

1945年8月6日午前2時45分、B29エノラ・ゲイ機長ポール・ティベッツは、テニアン島を離陸した。ついで午前8時15分、爆撃指揮官ウィリアム・S・パーソンズの命令に従って、爆撃手トーマス・フリスビーが広島市に原子爆弾を投下した。

29 チャールズ・W・スウィーニー

1945年8月9日、B29ボックス・カー機長チャールズ・W・スウィーニーはテニアン島を離陸した。ついで爆撃指揮官フレデリック・L・アシュワースの命令に従って、爆撃手カーミット・ビーハンが、長崎市に原子爆弾を投下した。

E 法的結論

30 さて当法廷は、事実に適用される国際法に照らして、法的結論を下す。当法廷は、前記の認定事実に鑑み、民間人に広範な影響を与える兵器の使用について、第一に適用される国際法は、「戦争の法規および慣例」であると結論する。これはハーグ国際司法裁判所の1996年の勧告的意見で、そう呼ばれているもので、(a) 1864年サンクト・ペテルスブルグ宣言、(b) 1899年と1907年のハーグ諸条約、特に附属の陸戦の法規慣例に関する規則、(c) 1907年ハーグ第4条約の前文にあるマルテンス条項 (d) 1864年、1906年、1929年、1949年のジュネーヴ条約（1996年の国際司法裁判所の勧告的意見判決の75項）である。

3 1 当法廷は以下の指摘を行う。1996年のハーグ国際司法裁判所も認めているように、「戦争の法規および慣例」は、「・・・軍事行動を行っている交戦国の権利と義務を定め、国際的武力紛争において敵国に損傷をおわせる方法の選択と手段を制限している（1996年ハーグ国際司法裁判所の勧告的意見の75項）。ハーグ国際司法裁判所が1996年の勧告的意見で述べていたように「サンクト・ペテルスブルグ宣言」は、国際慣習法の基本であり、それは、本訴訟に適用される国際人道法の2つの一般原則に関係がある。2つの一般原則とは、以下の2つである。a) 敵に損傷を与える権利は無制限ではない b) 不必要な苦痛をもたらす戦闘手段は禁じられる。

3 2 加えて国際司法裁判所は、ジュネーヴ条約（1864年、1906年、1929年、1949年）が戦争犠牲者の保護を定め、負傷した軍人および非戦闘員の保護を目的としていることから、今日では「戦争の法規および慣例」は、しだいに一つの複合的な体系となり国際人道法として知られるようになった（1996年国際司法裁判所レポート、226～227ページ）と述べている。

3 3 当法廷の信ずるところでは、国際司法裁判所の勧告的意見は、本訴訟に適用される条約規定つまり1899年と1907年のハーグ条約にはじまり今日までの条約規定を要約したものであり、無差別的効果をもたらす兵器の使用は、本質的に、既述の条約および国際慣習法に違反すると考えられている。当法廷は、民間人に戦争をしかけたという事実および意図が、暗黙のうちに兵器の選択に反映されていることを認め、いかなる抗弁も認められない。

3 4 また当法廷は、1907年ハーグ第4条約前文にあるマルテンス条項を遵守する。

マルテンス条項では「戦争法の一層完備した法典が制定されるに至るまでは、締約国は、彼らが採用した規約に含まれていない場合でも、人民および交戦国は、文明国の間に確立している慣行、人道上の法則、および公的良心から生ずる国際法の諸原則によって保護され、その支配の下にあるとみなすのがよい。」と宣言している。

3 5 当法廷が注目しているのは、マルテンス条項によって確立された規範は、多数の国際慣習法から成り立っており、それが諸国家に慣行を知らしめ、核兵器の使用を禁止してきたことである。同様の結論は、国際司法裁判所も到達した結論であり、以下の通りである。

「最後にマルテンス条項に触れるが、同条項が絶えず存在し適用されてきたことは疑いの余地がなく、人道法の原則および規定が核兵器にも適用されると確認する。」(国際司法裁判所 1996年勧告的意見 判決87項)

3 6 以上のことから、当法廷は、1996年の国際司法裁判所の勧告的意見に賛成する。勧告的意見は「・・・人道法は、ごく初期の段階では、特定のタイプの武器を禁止した。その理由は、戦闘員および民間人へ無差別的効果をもたらすこと、あるいは戦闘員へ不必要な苦痛をもたらすことであった。・・・ある兵器の使用が予測された場合、それが人道法の要

件にそぐわないならば、そのような兵器の使用について威嚇するのも同様に違法である。」(国際司法裁判所 1996年勧告的意見 判決78項)

37 さらに当法廷は、国際司法裁判所が、国際人道法の根幹をなす原則を以下のものであると宣言していることに注目する。すなわち「・・国際人道法の第1原則は、民間人および民間施設の保護であり、戦闘員と非戦闘員の区別を定める。国家は、民間人を攻撃目標にしてはならないし、民間の目標物と軍事目標物を区別することができない兵器を使用してはならない。第2原則によれば、戦闘員に不必要な苦痛をもたらすことは禁じられ、従って戦闘員にそのような損傷をもたらしたり、意味もなく苦痛を悪化させる兵器を使用することは禁じられる。国家は使用する兵器について無制限の自由をもっているわけではない。」(国際司法裁判所1996年勧告的意見 判決78項)

38 当法廷は、核兵器の使用に関する国際司法裁判所の勧告的意見が「核兵器による威嚇または使用は、一般に、武力紛争に適用される国際法の規定に違反するであろうし、とくに人道法の原則および規定に違反するであろう」と宣言していることを認める。(国際司法裁判所 1996年レポート 法廷決議 e項)

39 こうした原則を考慮して、当法廷は、被告人らが広島と長崎に核兵器を使用したことは、武力紛争に適用される国際人道法の原則および規定に照らして違法である、と判断する。すなわち両都市への原爆投下は、民間人を攻撃対象としており、民間人と軍事目標を区別できない核兵器を使用し、その結果生き残った民間人たちに不必要な苦痛をもたらしたのである。

40 国際法を「人道に対する罪」に適用するにあたり、当法廷は、国際法の以下の法的側面を検討する。

a) 窒息ガスあるいは有毒ガスの拡散を目的とする発射兵器の使用を禁じた1899年7月29日の第2ハーグ宣言

b) 「毒及び毒性兵器の使用は、とくに禁じられなければならない」とした1907年10月18日のハーグ第4条約付属陸戦の法規慣例に関する規則第23条(a)

c) 「窒素ガス、毒素ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用を禁じた」1925年6月17日のジュネーヴ議定書

d) 「第2次世界大戦中の民間人に対する非道な行為、戦争法規および慣習に違反する行為」に関する極東国際軍事裁判所憲章第5条(c)

「人道に対する罪」に関する上記の法的側面を包括的に検討すると、当法廷は「人道に対する罪」とは、一般市民にすさまじい損害をもたらす犯罪であるとみなす。これらの犯罪は文字通り人間性を破壊し、人間の良心を破壊する。また、文明の思想及び哲学をも破壊する。当法廷は「人道に対する罪」には、以下の要因が含まれるとみなす。(1)加害者は、非人道的な行為によって、多大な精神的肉体的苦痛、及び(あるいは)深刻な身体的損傷を与えた。(2)加害者は、その行為を特徴づける事実環境を知っていた。(3)その犯行は、民間人を直接狙った広範又は組織的な攻撃として行われた。(4)加害者は、その行為が民間人を直接狙った広

範又は組織的な攻撃であり、あるいはそのように意図されたものであることを知っていた。以上の観点から、当法廷は「人道に対する罪」の特徴的要因は、被告人らの広島と長崎への原爆投下によって証明されたと判断する。

4 1 当法廷は、広島と長崎への原爆投下が、即死者のほかに、多くの民間人に、深刻で長期にわたる身体的精神的苦悩と苦痛を与えたことを認定する。原爆投下の実行者たる被告人らは、民間人に対するこうした深刻で壊滅的な損害が原爆投下によって生ずるであろうことを理解していた。即死者の他に、損傷を受けたり、放射性物質にさらされた結果に苦しめられる民間人がいることを、被告人らは知っていたし、知るべきだった。最後に、当法廷は、被告人らが、原爆投下を、対日戦争を終わらせるために、はっきりした形で民間人に加えた組織的攻撃の一部であったと思う。それゆえ当法廷は、被告人らの違法な行動すなわち広島と長崎に原爆を投下したことは、「人道に対する罪」であると結論する。

4 2 次に当法廷は、適用される国際法に照らして「戦争犯罪」の問題を扱わなければならない。この問題に関する判決を下すにあたり、当法廷は以下の国際法の諸原則を考慮する。

- a) 戦争犠牲者を保護する国際的慣行の原則を確立したマルテンス条項
- b) 1907年10月18日のハーグ第4条約附属陸戦の法規慣例に関する規則第22条
- c) 「窒素ガス、毒素ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用を禁じた」1925年6月17日のジュネーブ議定書
- d) 戦争犯罪の構成要件を決めるガイドラインを確立するためのニュルンベルク原則

4 3 上述の国際法の原則に従って、当法廷は、戦争犯罪の定義には5つの要件があることに注目する。第1の要件は故意の殺害である。第2の要件は、普通の民間人の殺害と民間人への攻撃である。第3の要件は、都市や町を故意に破壊することである。第4の要件は、不必要かつ過度の死をもたらす攻撃である。第5の要件は、無防備都市への攻撃である。当法廷は、広島と長崎への原爆投下が、戦争犯罪の要件をすべて満たしていると認める。

4 4 以上のことを考慮すると、当法廷は、広島と長崎への原爆投下が、民間人の大量殺害をもたらす、また軍事的必要だからとはいえ正当化されない、過度の死傷をもたらすもので、都市や村落の理不尽な破壊を禁じている原則に違反することを認める。よって「ニュルンベルク原則」第6原則(b)項および「極東国際軍事裁判所憲章」第5条b項に規定された戦争犯罪に相当する。

4 5 当法廷は、次に1963年の下田訴訟に関する東京地方裁判所の判決をとりあげる。東京地方裁判所は、広島と長崎への原爆投下が違法であると明言し、この問題を扱った最初の公的判決となった。同判決によると「たとえその空爆の攻撃対象が軍事標的のみだとしても、広島と長崎両市への原子爆弾による空爆は、無防備都市への無差別な空襲であり、違法な戦闘行為であると解釈するのが適切である」。

46 したがって下田判決の観点から、当法廷は、広島と長崎への原爆投下は無防備都市への無差別爆撃であり、違法であるとみなす。

47 最後に当法廷は、これまで言及してきた諸事実と適用可能な国際法にかかわる「共同謀議」の問題を扱う。当法廷は、国際法のもとでは、共同謀議とは、2人ないしそれ以上の人数の間で犯罪を犯す合議が成立していること、このような犯罪行為を段階を踏んで準備し段取りをしていくことだと認識している。例えば民間人への空爆や、生物化学兵器のような禁止兵器の使用、あるいは民間人の無差別殺害を、民間人および戦闘員に対する広範かつ組織的な攻撃の一部として計画することである。被告人らの行った合議や行動は、広島と長崎のすべての生命体を無差別に抹殺し、生き残った生存者に不必要な苦痛と苦悩をもたらした原爆投下を推進するもので、1944年12月以降、被告人らによって慎重に企てられた行為であったと、当法廷は認定する。被告人らは、投下目標を選定した時点では、原爆投下によって引き起こされる結果を十分に認識していたし、原爆投下を準備し手配をすすめた行為はすべて、共同謀議であると、当法廷はみなす。

48 上記のことから、当法廷は以下のとおり判断する。

F 共同謀議に関して

49 上記の証拠に照らして、当法廷は、以下の結論を下す。被告人フランクリン・D・ローズヴェルト米大統領、ハリー・S・トルーマン米大統領、ジェームズ・F・バーンズ 国務長官、ヘンリー・L・スティムソン陸軍長官、ジョージ・C・マーシャル陸軍参謀総長、トーマス・T・ハンディ陸軍参謀総長代行、ヘンリー・H・アーノルド陸軍航空隊総司令官、レスリー・R・グローヴズ、マンハッタン計画総司令官、J・ロバート・オープンハイマー・ロスアラモス科学研究所所長は、戦争犯罪および人道に対する罪を犯す共同謀議について有罪である。

G 人道に対する罪に関して

50 人道に対する罪に関する上述の法的諸側面を考慮して、当法廷は、以下の結論を下す。ハリー・S・トルーマン米大統領、ジョージ・C・マーシャル陸軍参謀総長、トーマス・T・ハンディ陸軍参謀総長代行、ヘンリー・H・アーノルド、カール・A・スパーツ、カーティス・E・ルメイ、ポール・T・ティベッツ、ウィリアム・S・パーソンズ、チャールズ・W・スウィーニー、フレデリック・L・アシュワース、以上の被告人は、人道に対する罪について有罪である。

H 戦争犯罪に関して

51 戦争犯罪に関する上述の国際法の法的側面を考慮して、当法廷は、ハリー・S・トルーマン米大統領、ジョージ・C・マーシャル陸軍参謀総長、トーマス・T・ハンディ陸軍参謀総長代行、ヘンリー・H・アーノルド、カール・A・スパーツ、カーティス・E・ルメイ、ポール・T・ティベッツ、ウィリアム・S・パーソンズ、チャールズ・W・スウィーニー、フレデリック・L・アシュワース、以上の被告人が、戦争犯罪について有罪であると結論する。

I 国際法に関して

52 1996年の国際司法裁判所の勧告的意見によると、「国際法上の慣行であれ、国際法上の協定であれ、核兵器による威嚇または核兵器の使用をはっきり認めている法律は存在しない」。この原則により、当法廷は、広島と長崎への原爆投下は国際法の一般原則に違反しており、被告人らと、その政府を有罪と結論する。

J 国際慣習法に関して

53 成文化されている国際人道法のうち、「ハーグ条約」「ジュネーヴ条約」「マルテンス条項」および「ニュルンベルク原則」に提示されている部分が、国際慣習法の一部となったことは疑問の余地のないところであり、武力紛争には、この規範を適用することを、当法廷は決定した。

54 以上の国際慣習法の原則により、当法廷は、広島と長崎の民間人を標的とした非人道的な核攻撃について、被告人ら、およびその政府に有罪の宣告を下す。

K 勧告

55 以上の理由により、当法廷は、アメリカ合衆国政府に対し、以下の勧告をする。

- a) アメリカ合衆国は、1945年8月6日と9日の原爆投下が、国際法違反であることを公的に認めるべきである。アメリカ合衆国は、核兵器のもたらした結果が国際法に違反することを宣言し、国立軍事史博物館にその宣言を永久に保存し公開しなければならない。
- b) アメリカ合衆国は、広島と長崎への原爆投下による犠牲者およびその親族に対し、公式に謝罪し、彼らに補償を支払わなければならない。
- c) アメリカ合衆国は、かつて核兵器を使用した唯一の国家として、このような兵器を再び使用しないことを約束すべきである。

- d) アメリカ合衆国は、核不拡散条約NPT第6条の義務を履行し、自国の核装備を解き、核不拡散条約の目的に一致するよう、地上からすべての核兵器を破棄するための、あらゆる努力をしなければならない。
- e) アメリカ合衆国は、原爆犠牲者を出したすべての国に慰霊碑を建立しなければならない。そして広島と長崎への原爆投下は国際法違反であることを、学校のカリキュラムの中へ組み込まなければならない。

判事一同、ここに宣言する。

2007年7月16日

レノックス・ハインズ

カルロス・バルガス

家 正 治